

令和7年度宮古港クルーズ船寄港時における 「おもてなし物産販売」 出店要綱（第Ⅱ期・にっぽん丸）

Ⅰ 目的

- ① クルーズ船の寄港に合わせて、地元特産品販売などの歓迎イベントを行い、乗船客や乗組員の皆様に宮古港の魅力を楽しんでいただくことで、今後の宮古港への寄港継続・増加につなげる。
- ② 乗船客・乗組員や歓迎・見学に訪れる皆様にお買い物などを楽しんでいただける場を作ることで、地域の経済効果の拡大を図る。

2 主催

宮古港利用促進協議会・宮古港クルーズ船おもてなし本部事務局
(宮古市商工労働観光部港湾課内)

3 クルーズ船の寄港予定と概要（第Ⅱ期・にっぽん丸）

2025年度 宮古港へのクルーズ船寄港予定(第Ⅱ期)			2025.9.1現在
1	10月29日(水) 入港 8:00 10月30日(木) 出港 9:30	にっぽん丸(5年連続23回目) 総トン数:22,472トン、全長:167m、全幅:24m、船籍:日本 乗客定員:512人(ほぼ日本人の見込み)、乗組員数:225人	秋の絶景クルーズ ~松島・宮古~ 横浜→仙台→宮古(停泊)→横浜(5日間)
PORT OF MIYAKO ※入出港の時間などは今後変更となる可能性があります ※総トン数・全長・全幅は小数点以下第1位を四捨五入しています			

※ 令和7年度「おもてなし物産販売」の出店者募集は、下記の3期に分けて行います。
寄港する客船の詳細については、別紙「2025年度宮古港へのクルーズ船寄港予定」をご覧ください。

なお、第Ⅱ期については、寄港日程や日本籍船、外国籍船等の違いを考慮し、募集要綱を3つに分けて出店者募集を行います。

- (1) 第Ⅰ期 (R7.4～6月寄港客船分) 《募集終了》
- (2) 第Ⅱ期 (R7.9～10月寄港客船分)
 - ①外国籍船 《募集終了》
 - ②飛鳥Ⅲ 《募集終了》
 - ③にっぽん丸 《R7.9月～ 募集開始》
- (3) 第Ⅲ期 (R8.3月寄港客船分) 《R8.1月～ 募集開始予定》

4 実施日・出店時間

	寄港日		出店時間	船名
①	10月29日	(水)	9時30分～17時00分	にっぽん丸
②			17時00分～20時00分	にっぽん丸（夜市）

※ 9時30分から20時00分まで通しての出店も可能です。

※ 出店時間は、寄港日やクルーズ船のツアー実施状況等により調整しています。

※ 販売対象者は乗客・乗員及び歓迎・見学に訪れる市民等を想定しています。撤収作業は営業終了時間から1時間後までに終了してください。

※ 入出港の状況や天候に応じて、物産販売の開催時間を調整する場合があります。

5 会場

宮古港藤原ふ頭

※ 会場内には、飲食・休憩用のスペースを設けます。

6 出店ブースについて

(1) 小間規格・備品等（主催者用意）

① 規 格：1小間 間口2.7m×奥行3.6m（幅約5.4m×奥行約3.6mテントの半分）

② 備 品：テーブル（幅1.8m×奥行0.45m）2本、パイプイス1脚、店名版

※ ①、②以外の電気器具、冷蔵ケース等は出店者で準備してください。

発電機、消火器、暖房器具及びコードリールの利用を希望する場合は斡旋いたしますので、主催者にご相談ください（出店者実費負担）。

(2) 出店料（おもてなし物産販売ブース運営費）

出店料は下記のとおりとします。今年度より運営費の一部としてご負担いただきます。

【出店料(定額)】 ※出店料は出店時間にかかわらず定額となります。

① 宮古市内事業者:1,000円

② 宮古市外事業者:1,500円

※ クルーズ船側の都合により寄港予定が変更された場合や、天候の影響等により寄港しない（抜港）場合、強風や豪雨などの場合はイベントを中止することがあります。抜港や、悪天候等により主催者の判断でイベントを中止した場合は、出店料を返金いたします。
ただし、準備等にかかった経費の補償はいたしませんので、ご了承ください。

(3) 販売場所

販売場所(小間割及びキッチンカーの配置)については、申込内容(販売内容等)を勘案して事務局で決定します。

7 出店要件等

(1) 出店者資格

- ① 本店又は主たる事務所の所在地が岩手県内である法人又は個人事業主であること。
- ② 寄港するクルーズ船の乗客・乗員数に応じて、品切れ等が発生しないよう適切に準備・対応できる者であること。
- ③ 客船歓迎事業であることの趣旨を理解し、積極的に運営協力できる者であること。
- ④ 事業者等の代表者・関係者（従事者を含む）等が、暴力団関係者でないこと。

(2) 出店品目

出店することができる品目は、次の要件を満たすものとします。

- ① 販売物は、県産品、又は乗客・乗員のニーズを満たすことが期待され、企画・製造・調理・販売等に県内事業者が関与する商品であること。
- ② 出店する事業者が自己又は自己の名をもって生産又は販売する品目であること。
- ③ 説明文等に誇大又は虚偽の記載がない品目であること。
- ④ 法令等に違反しない品目であること。
- ⑤ 公序良俗に反しない品目であること。
- ⑥ 危険物、破損品、腐敗及び悪臭発生のおそれのない品目であること。

※ 飲食の販売については、岩手県内の保健所（盛岡市保健所を除く）で発行された営業許可証が必要になります。

出店申込みの際に、「営業許可証」、「許可指令書」の写しを提出してください。

※ 酒類の販売については、酒税法に基づく、「期限付酒類小売業販売免許」が必要になります。「期限付酒類小売業販売免許」を持っていない事業者はお酒の販売はできません。

酒類の販売を行う出店者は各々宮古税務署に手続きを行ってください。

※ テントブースでの飲食の出店（臨時営業許可などによりテントでの調理を伴うもの）は、保健所より三方幕で囲むことが条件となっていますが、強風により横幕を上げざるを得ない状況が多発し施設設備の要件を満たせないことが多いことから、飲食の出店(ドリンク、アルコール、かき氷等を含む)はキッチンカーに限ることとし、テントブースでの飲食の出店はできません。

※ 調理済みの飲食物(食品営業許可施設で製造されたもののみ)は、テントブースで販売可能です。

8 出店の申込手続き等について

(1) 出店の申し込み

申込メ切までに提出書類を以下に掲げるいずれかの方法で主催者に提出してください。

【提出方法】

- ① 持 参：提出様式に従って提出してください。
- ② 郵 送：提出様式に従って提出してください。
- ③ F A X：提出様式に従って提出してください。
- ④ メール：提出様式に従って提出してください。なお、出店申込書をメールで提出する場合は、「宮古港おもてなし物産販売出店申込み」の件名で送付してください。件名が異なる場合、書類を受理できない場合があります。

【提出書類】

- 出店申込書

【申込メ切】

令和7年10月10日（金） 17時15分まで（必着）

【申込先】

宮古市商工労働観光部商業振興課

〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号 宮古市役所本庁舎2階

電話：0193-68-9092（課直通） FAX：0193-63-9120

E-mail：shogyo@city.miyako.iwate.jp

(2) 出店の決定

【出店ブースの数】

- テントブース 最大19小間。
- キッチンカー 最大20台。

【審査の基準】

- 出店の可否は、前記7の「出店者資格・出店品目」に加えて、過去の出店状況(売上実績など)や申込内容(販売内容など)を基に主催者が決定します。

【申込み多数の場合の選考方法】

- みやこポートフェスタ2025・第Ⅱ期(10月に寄港する外国籍船及び「飛鳥Ⅲ」)において、出店している事業者を優先します。
- 宮古市内の事業者を優先します。
- 宮古市外の事業者は、テントブース及びキッチンカーの最大数から、宮古市内の事業者の出店者数を差し引いた小間数及び台数について、抽選により決定します。

【連絡方法】

- 結果は主催者から直接事業者等に連絡します。

(3) 出店料の支払い

主催者から出店者に対し出店料にかかる請求書を送付いたしますので、出店者は令和7年10月24日(金)までに出店料をお振込みください。

9 出店にかかる留意事項

(1) 水道・電気・火気・廃棄物の処理

- ① 会場内に水道はありませんので、出店者で各自ご準備ください。
- ② 会場内に排水設備はありませんので、出店者で排水用のタンク等をご準備ください。
また、汁物などを販売する場合、残った汁などを処理するためのザルやバケツを出店者で用意してください。
- ③ 電気・火気については、出店者で準備し、責任をもって管理するとともに、火気（発電機を含む）を取り扱う出店者は基準を満たした消火器を必ず設置してください。
また、当日は宮古消防署による現地確認がありますので、ご対応をお願いします。
- ④ 会場内での購入品を含め来場者が排出する廃棄物の処理は主催者が行いますが、出店者が排出する廃棄物は出店者の責任で必ず持ち帰ってください。

(2) 出品物の搬出入

- ① 搬入は、営業開始1時間30分前から開始し、営業開始時間までに終了してください。
- ② 搬出は、営業終了時間以降に開始し、営業終了時間の1時間後までに終了してください。
- ③ 車両の通行については、次の事項を厳守してください。
 - 会場内では車両の移動等、係員の指示に従ってください。
 - 搬入作業終了後、車両は必ず指定の場所に駐車してください。
 - 保冷車、キッチンカー等、会場内への駐車を必要とする場合はご連絡ください。
 - 通行許可証を発行します。入場の際はゲートで必ず一時停止のうえ、警備員に通行許可証を提示してください。
 - 会場内の入場口及び出店者駐車場の場所は、後日連絡します。
- ④ 搬出入に要する経費及び火気類の燃料費は、出店者の負担とします。

10 販売上の注意点

- ① 販売は主催者の指示に従い、出店者が責任を持って行ってください。
- ② 食品の販売は、法令等を遵守し、食中毒には注意してください。弁当や惣菜等の販売は、食品営業許可施設で製造されたものに限りします。
- ③ 販売物及び現金等出店ブース内の管理は出店者が責任を持って行ってください。また、つり銭等の小銭は出店者でご用意ください。
- ④ 出店の際は、のれん、飾り物などをご用意いただき、会場の雰囲気づくりにご協力ください。また、出店時間中は基本的に途中での片付けや退場はご遠慮ください。
- ⑤ 各出店者は、当日中に寄港日ごとの販売実績のご報告をお願いします。当日中の報告が難しい場合は、翌日（翌営業日）の午前までにFAX、メールなどでご報告ください。
- ⑥ テント・イス・テーブル類はすべてレンタル品です。終了後は、ブース内の清掃をお願いします。また、破損等した場合は、出店者に対し修理費等を請求する場合があります。

- ⑦ 酒類（会場内での飲用）を提供する場合、車を運転する方には絶対に販売しないとともに、過度の飲酒等によるトラブルが発生しないようご注意ください。
- ⑧ 出店に際し、乗船客、来場者、他の出店者などに対し迷惑のかかる行為（勧誘、誹謗中傷、営業妨害又はそれらに類する行為等）があったと主催者が判断した場合、当要綱に定める内容に反する行為を行った場合は、出店中止及び出店取消の申し入れを行うことがあります。
- ⑨ 当日体調不良がみられる場合は従事を控えてください。
- ⑩ 藤原ふ頭内は全面禁煙となりますので、喫煙は控えてください。
- ⑪ 上記のほか、出店者決定後に追加で対応等を依頼する場合があります。

■お問い合わせ先

【クルーズ船の受入全般に関すること】

宮古港利用促進協議会・宮古港クルーズ船おもてなし本部事務局
（宮古市商工労働観光部港湾課内）

電話：0193-68-9093（課直通） FAX：0193-63-9120

E-mail：kouwan@city.miyako.iwate.jp

【物販ブース出店に関すること】

宮古市商工労働観光部商業振興課

電話：0193-68-9092（課直通） FAX：0193-63-9120

E-mail：shogyo@city.miyako.iwate.jp